

2 水推第 3 6 1 号
令和 2 年 5 月 2 9 日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁増殖推進部漁場資源課長

漁業系廃棄物計画的処理推進指針の作成について

日頃より、水産施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、水産庁では、昨年 5 月に関係閣僚会議で策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に平成 3 年 3 月に作成した「漁業系廃棄物処理計画策定指針」の更新・周知を図ることが盛り込まれたことを受けて、「漁業系廃棄物処理計画策定指針検討協議会」を立ち上げ、指針の見直しを行いました。その結果、漁業者による自らの漁業系廃棄物の計画的な処理及び漁業者団体等の主導による地域で大量に発生する同一種類の漁業系廃棄物の集団的かつ計画的な処理の推進を目的として、漁業系廃棄物処理に係る新たな指針となる「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を別添 1 のとおり作成しました。

また、別添 2 のとおり、環境省環境再生・資源循環局長から各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿宛てに「漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂について（通知）」（令和 2 年 5 月 29 日付け環循規発第 2005261 号）が発出されています。

つきましては、貴都道府県の漁業関係者に対し、本指針及びガイドラインの周知及び漁業系廃棄物の適正処理の徹底につき御指導いただけますようよろしくお願いします。

なお、本指針及びガイドラインには、海岸漂着物等の発生抑制の観点から、適正な漁具等の管理についての記載があります。使用中の漁具の流出防止につきましても一層の御指導をよろしくお願いします。